

○国土交通省告示第118号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成20年2月12日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道26号改築工事「第二阪和国道（大阪府阪南市箱作地内から同府泉南郡岬町淡輪地内まで）」及びこれに伴う附帯工事並びに町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大阪府阪南市箱作並びに同府泉南郡岬町望海坂一丁目、望海坂三丁目及び淡輪地内
- 2 使用の部分 大阪府阪南市箱作並びに同府泉南郡岬町望海坂一丁目、望海坂三丁目及び淡輪地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府阪南市自然田地内から同府泉南郡岬町深日地内までの延長約11.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道26号改築工事「第二阪和国道」及びこれに伴う附帯工事並びに町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道26号改築工事「第二阪和国道」」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道26号（以下「本路線」という。）は、大阪市北区を起点とし、堺市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市及び大阪府泉南郡岬町を経て和歌山市に至る延長約71.8kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する大阪府阪南市及び同府泉南郡岬町は、関西国際空港の開港に伴い、阪南丘陵新住宅市街地開発事業（阪南スカイタウン）、せんなん里海公園等の地域開発等が盛んに進められており、また、府下で唯一の自然海岸であり、夏季を中心に、年間数十万人の観光客が訪れる箱作海水浴場、淡輪海水浴場等の海浜レクリエーション施設を有し、大阪府南部地域における観光、産業等の発展に重要な役割を担っている。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、沿線住民の通勤、通学などの日常生活を支える地域道路として利用されているとともに、大阪府と和歌山県間等における広域的な通過交通にも広く利用され、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線道路であること、また、府道、市道との交差箇所が多いことから、地域内交通と通過交通がふくそうし、各所で慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。特に、夏季の海水浴シーズンにおいては、現道周辺の生活道路においても現道の交通混雑を避けるために自動車交通が流入しており、地域住民の日常生活にも多大な影響を与えている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、阪南市鳥取地内で23,045台／日、阪南市淡輪地内で24,456台／日、混雑度はそれぞれ1.86、2.05となっている。

本件事業の完成により、現道における自動車交通のうち通過交通が転換され、地域内交通と通過交通が分散されることから、慢性化している交通混雑の緩和が図られるとともに、交通事故の低減が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、都市計画手続において、大阪府が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、昭和63年2月に本体事業に係る環境影響評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に得られた知見を踏まえ、上記の環境影響評価項目のうち、交通量の変化が環境影響評価結果

に影響を及ぼすおそれのある大気質、騒音等について、平成17年3月に環境影響照査を実施したところ、上記の環境影響評価と同様、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハネビロエゾトンボ、メダカ等の生息及び同レッドリストにおける準絶滅危惧として掲載されているヤマトミクリ等の生育が確認されたが、起業者は、本体事業の道路構造を変更し、これらの重要な種の生息及び生育環境に与える影響を回避するなどの適切な措置を講ずることとしている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの生息の可能性が確認されているが、起業者は、工事着手前の2営巣期において現地調査等を実施し、生息が確認された場合には、工事完了後まで継続的にモニタリングを実施するとともに、工事施工により生息環境に影響を与えることが予測される場合には、専門家の意見を聴き、適切な措置を講ずることとしていることから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、8箇所については発掘調査が完了しており、残る2箇所についても大阪府教育委員会等との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、慢性化している現道の交通混雑の緩和等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級及び第1種第3級の規格に基づき、バイパス方式により4車線の道路を建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和48年2月14日付けで決定され昭和63年3月30日付けで変更決定された都市計画及び昭和63年2月29日付けで決定され同年3月30日付けで変更決定された都市計画と、貝掛ランプ、箱作ランプ及び淡輪ランプ（仮称）の形状、交差点の隅切り部、トンネル部の幅員、トンネル坑口の位置並びに非常駐車帯の設置箇所を除き、当該都市計画と整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事及び工事用道路設置工事の事業計画

は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事故也多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の低減を図る必要があると認められる。

また、阪南市長を会長とする「第二阪和道路建設促進期成同盟会」等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府阪南市役所、同府泉南郡岬町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 大阪府阪南市箱作並びに同府泉南郡岬町望海坂一丁目、望海坂三丁目及び淡輪地内